

博士学位論文審査要旨

2019年5月23日

論文題目：中等社会科における憲法学習プログラムの開発に関する研究

学位申請者：奥野 浩之

審査委員：

主査：社会学研究科 教授 金子 邦秀

副査：社会学研究科 教授 中川 吉晴

副査：同志社大学 名誉教授 井上 智義

要旨：

本論文の目的は、中等教育における社会科憲法学習の意義について考察し、憲法学習が抱える課題を内容面（理論面）と方法面（実践面）の両面において克服する憲法学習プログラムの開発に置かれている。先行研究として、米国における法教育と構成原理の解明、法曹関係者との協力での個別の論点の授業開発を挙げ、前者は法制度そのものの異なる日本でそのまま活用できない、後者は協力者が弁護士である場合が多く民法の事例を取り上げているが法教育の基礎である憲法を体系的に取り上げたものは見当たらないと指摘する。さらに、憲法については、対国家規範であること、私人間の係争などを扱う民法などの法律との区別が明確に指導されていないという本質的問題があると指摘している。

本論文では、こうした課題を克服し新たな憲法学習プログラムを提唱している。第1章では、先行研究と学習指導要領の検討からこれからの憲法学習のあり方が論じられている。第2章では、その憲法学習で育成すべき資質能力について、R.ポールのクリティカル・シンキング理論を手掛かりに、「公平さ」という情意的側面の重要性を指摘している。また、歴史教育の中でも法教育が可能なことを実例でもって示した。第3章では、基本的人権について、判決文を用いた思考型の憲法学習プログラムの開発とその成果が示されている。多数決と少数者の意見の尊重が論じられ、協調学習を用いることでより効果的に指導可能なことを実証した。第4章では、社会科と道徳との関連性を踏まえた教科横断的憲法学習を「自由権」を事例に開発し、両教科の特徴を生かした憲法プログラムを提唱した。第5章では、ICT、具体的には反転学習的にeラーニングを組み込んだ憲法学習を構想し、高校で実践にかけた成果を報告検討している。開発された学習コンテンツは生徒が憲法の基本的な原理に関わる知識・概念を事前に学習し、教師はその学習状況を個別に把握する。授業時には対面活動で原告、被告、あるいは中立の立場から、公平な視点で問題について考えることが可能なものとなっている。

本論文は、現行の憲法学習の課題や問題点を明らかにした上で、それぞれの解決の方途を、具体的な憲法学習プログラムとして開発することで、教科教育研究の特質でもある、現実的で実践的な課題解決のための具体的提言を、論拠を伴って行ったことにある。章を読み進めるごとに、提起された問題の論理的課題が明らかにされ、ついで、その実践的解決策が内容面の順次拡大、方法面での紙媒体やゲーム的活動からeラーニングへと、いずれも論理的破綻をきたすことなく論じられている。よって、本論文は、博士（教育文化学）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認められる。

総合試験結果の要旨

2019年5月23日

論文題目：中等社会科における憲法学習プログラムの開発に関する研究

学位申請者：奥野 浩之

審査委員：

主査：社会学研究科 教授 金子 邦秀

副査：社会学研究科 教授 中川 吉晴

副査：同志社大学 名誉教授 井上 智義

要旨：

2019年5月23日18時15分より60分にわたり、博士論文の内容に関する公開講演をおこなった。聴衆者から内容に対する質問と応答が30分間おこなわれた。申請者はいずれの質問にも適切に答え、社会科教育、法教育、憲法及びeラーニングに関する深い知識が確認された。その後、主査と副査二名を交えて約30分間質疑応答を行ったが、いずれの質問にも的確に答え、今後の研究課題も十分認識していることが確認された。

論文提出者はすでに2015年3月4日に実施された博士候補生第一次試験で、教育文化学に関する論文試験に合格し、2015年7月22日に実施された博士候補生第二次試験で、博士論文に関する方法論的特質を英語で論じる試験に合格している。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

博士学位論文要旨

論文題目：中等社会科における憲法学習プログラムの開発に関する研究

氏名：奥野 浩之

要旨：

本論では、中等教育における社会科憲法学習の意義について考察し、学校教育における憲法学習が抱える課題を克服することができる憲法学習プログラムを開発することを目的としている。中等社会科における法教育に関する先行研究は、米国の法教育を紹介し、その構成原理を明らかにしようとするものと、法曹関係者との協力のもとで個別の論点について授業開発を行ったものとに分類できる。これらの先行研究から学ぶところは多い。だが、前者は、日本と米国における法制度、法に対する意識の差異のため、実際に日本で授業を開発する際には、日本における法教育として適切な内容と方法に関して考察する必要がある。後者は、協力者である法曹関係者が弁護士である場合が多いこともある、民法の事例が紹介されている場合が多く、法教育の基礎となる憲法学習を体系的に取り上げた研究は見当たらない。これまで、日本の憲法学習では、条文や制度を覚える知識型の教育であったため、統治機構の学習には比較的力が入れられることが多かった。しかし、日本国憲法の意義について考える教育が行われることは少なく、憲法の基本原理や基本的人権について考える学習は不十分であったと言わざるを得ない。

2008年の学習指導要領改訂に影響を与えた2004年11月の法務省教育研究会報告書『はじめての法教育』において、法教育は「法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること、社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育であること」と説明されている。しかし、日本の中等社会科憲法学習では、条文や制度を覚える知識型の教育になってしまう傾向にある。そこで、本論では、学校教育における憲法学習が抱える課題を克服し、学校現場で実践可能な思考型の社会科憲法学習プログラムを開発した。本論における各章の構成は以下の通りである。

第1章では、中等教育における憲法学習の意義と課題について考察し、社会科が憲法学習に果たすべき役割を示した。そして、先行研究と学習指導要領を手がかりとして、これから社会に求められる憲法学習を明らかにした。

第2章では、社会科憲法学習で育成すべき資質・能力を明らかにした。2017年3月（小・中学校）、2018年3月（高等学校）告示の新学習指導要領では、改訂のポイントの一つとして「主体的・対話的で深い学び」が挙げられている。「主体的・対話的で深い学び」で育成すべき資質・能力の中核に批判的思考力がある。本章では、リチャード・ポールのクリティカル・シンキング理論を手がかりとして、社会科憲法学習で育成すべき批判的思考力について考察した。ポールによれば、批判的思考力とは、「自然で、取り立てて深く考えることのない思考、つまり見識、偏見、真実、誤り、理にかなう・かなわない考え方などが無造作に混ざり合った第1の思考をもとに、その第1の思考を意識的に分析・評価する第2の思考をする」能力である。社会科憲法学習では、生徒が理念や制度、政策について学習するとき、それらに内包された価値を無批判に受容するのを防ぐことが必要である。そのためには、理念や制度、政策に関係する他者や集団の言葉・行動・態度を分析し、評価する批判的思考を育成することが重要である。その際、「公平さ」という情意的な側面が重要になってくる。ここでは、「公平さ」という情意的な側面に焦点を当てた社会科憲法学習について考察した。また、本章では暗記科目と捉えられがちである日本の歴史教育においても、歴史的事象としての政策を学習する過程で批判的思考の育成が可能になることを明らかに

した。

第3章では、思考型の社会科憲法学習プログラムを開発した。社会科憲法学習で求められる公民的資質とは、必ずしも多数派の意見に従うことではない。民主主義社会における公民的資質には、多数決によって確定した社会的合意について理解したうえで、自らの意見を構築することも重要になってくる。つまり、少数派の意見も重要なのである。社会科憲法学習において、「公平さ」という情意的な側面は欠かすことができないものである。その際、裁判官の少数意見も記載されている判決文は、社会科憲法学習にとって恰好の教材である。少数意見といえども、裁判官の意見は法に基づいて下されたものである。実際に、少数意見が世論を動かし、別の類似の事件での判決を変えた例も多く存在する。たとえ自らの意見が多数派の意見になったとしても、少数派の意見を理解したうえで、自らの意見を下すことが重要である。ここでは、憲法の基本原理と基本的人権について学習するための、判決文を活用した憲法学習プログラムを開発した。また、本章では思考型の社会科憲法学習を実現するための一つの学習方法として協調学習が有効であることを明らかにした。協調学習を取り入れた具体的な授業モデルを提示することによって、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指すことができる示すことができた。

第4章では、社会科に親和性のある道徳との関連を踏まえた横断型憲法学習の可能性について追究した。新学習指導要領のもう一つの改訂のポイントとして「カリキュラム・マネジメント」が挙げられている。カリキュラム・マネジメントにあたっては、教科等横断的な視点が求められている。また、道徳は、2018年度から小学校で、2019年度からは中学校で教科化され、「考える道徳」「議論する道徳」への転換が謳われている。道徳では、人権教育を推進する取組が行われているが、権力からの自由としての自由権が人権の中心をなしていることについて、日本社会での理解が十分ではない。学校教育では、自らの自由を押し殺すことを一定の美德と捉える道徳になっている場合が多い。社会科憲法学習においては、道徳教育で培われた倫理観や道徳心を機能させる場面が多く、道徳と憲法学習を切り離すことは難しい。社会科憲法学習においても、教育課程に位置付けられた時間数の不足が原因で、自由権の学習が十分であるとは言い難い。本章では、社会科憲法学習と道徳教育が抱えるカリキュラム上の課題を解決するために、「特別の教科 道徳」と「社会科」それぞれの時間の特徴を生かしつつ、それらの時間を関連させていく横断型憲法学習プログラムを開発した。

第5章では、ICTを活用することで、学校現場で実践可能な社会科憲法学習プログラムを実現し、その効果を検証した。社会科憲法学習で育成すべき資質・能力を明らかにし、社会科憲法学習の課題を克服する学習プログラムを開発したとしても、学校現場においてこれらの研究成果を生かした授業実践につながることは難しい。授業時数の不足が原因で、条文や制度を理解させることなく事例について考えさせるだけの授業になってしまっていたり、教師の憲法に対する知識不足のため、条文や制度の内容を誤って教えていたりするものが見受けられる。この現況に対する解決策を与えてくれるものとして、e ラーニングが考えられる。憲法学習に必要な知識を提供し、適宜、写真・音声・資料・アニメーション等により説明を加えてくれる e ラーニング用の教材は、教員の授業展開を助けるとともに、教員は生徒個々の学習の進捗状況を把握することができ、生徒にとっては、自分のペースに合わせて学習を進めていくことができる。コンテンツ設計にあたっては、教育工学の分野で研究が進んでいるインストラクショナルデザイン理論（ID 理論）を用いた。本研究で開発したコンテンツは、ID の生みの親であるロバート・M・ガニエの 9 教授事象に基づいて設計した。開発した学習コンテンツについては、e ラーニング化し、学校現場において反転学習として実践した。憲法学習の場合、対面活動で判例を活用することによって、原告、被告、あるいは中立的な立場から、公平な視点で問題について考えることが可能になる。ただ、そのためには判例を考えるための基本的な知識・概念を e ラーニング等で身につけておく必要がある。本章では、思考型の教育を実現することができる憲法学習を目指して、学校現場で

実践可能なe ラーニングを活用した反転型憲法学習プログラムを開発し、その有効性について検証した。本授業開発・実践により、e ラーニングによる基本的な知識・概念の定着と、これによって得た一定の知識・概念を活用する協調学習を組み合わせた反転型憲法学習プログラムの一モデルを示すことができた。

本研究によって、現在の中等社会科憲法学習が抱える学習内容・方法、カリキュラムにおける課題を明らかにした。内容面においては、中等社会科で憲法の基本原理や基本的人権を理解させることができていないということを明らかにし、憲法学習に適切な判例の選択、学説に基づいた教材作成が必要であることを示すことができた。方法面においては、社会科で重要とされる多角的な価値判断を行う学習が実現できていないことを明らかにし、協調学習が課題を克服する一つの有効な学習方法であることを示すことができた。カリキュラムにおいては、社会科憲法学習の時間数と道徳教育の学習内容に問題があることを明らかにし、横断型学習が課題を解決する一つの方策であることを示すことができた。これらの学習内容・方法、カリキュラムの課題を克服するための社会科憲法学習プログラムとして、具体的な授業モデルを開発し、さらに、内容的、方法的な解決策をe ラーニングを活用した反転型学習プログラムに組み込むことによって、学校現場での実践レベルまで射程に入れることを可能にした。

(3963字)